

令和7年度補正 米流通効率化支援事業
精米事業者等共同化推進事業
説明会資料

令和8年4月8日

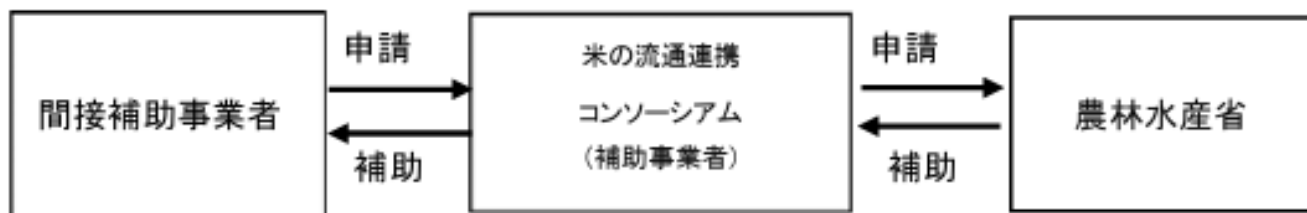
公益財団法人 流通経済研究所

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル10階

Tel : 03-5213-4531(代) Fax : 03-5276-5457

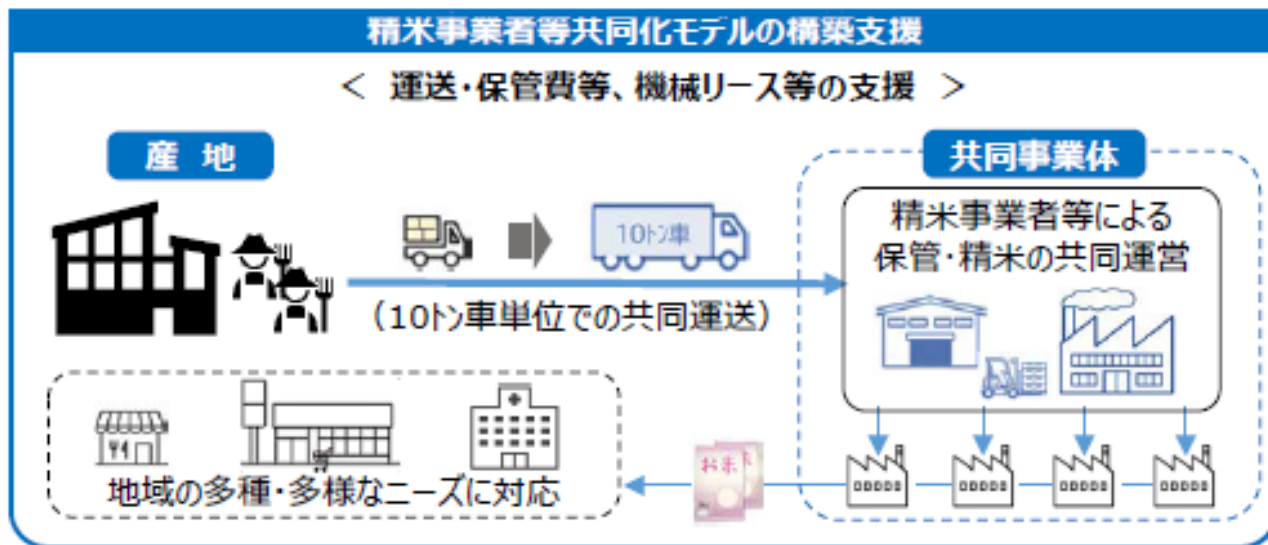
本事業のスキーム

- 事業スキーム：各事業に取り組む皆様は「間接補助事業者」となります。



- 1. 精米事業者等共同化推進事業（精米事業者等共同化調査・モデル化対策）**
 - ✓ 精米事業者等が共同事業体による米流通の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化を推進するための調査・モデル化等の取組を支援します。
- 2. 小売事業者等・産地連携モデル化推進事業（モデル化推進事業）**
 - ✓ 小売事業者等が米穀の生産性向上に取り組む産地と長期契約し、多様な価格帯の米を消費者に安定供給するための直接取引モデルを構築するために必要な経費を支援します。

本事業の概要



精米事業者等共同化推進事業は、精米事業者等が共同事業体による米流通の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化を推進するための調査・モデル化等の取組を支援するものです。

補助を受けた事業者は、構築モデルとして、その取り組みなどについてヒアリング等をさせていただき、農林水産省に提出する報告書に事例等として掲載されることがあります。

精米事業者等共同化推進事業 経費の範囲と補助率について

表1 -1 精米事業者等共同化推進事業
間接補助事業経費の範囲、補助率およびその補助上限額

第1 事業内容	第2 間接補助対象経費の範囲	第3 補助金の予 定総額	第4 補助率
<p>1. 精米事業者等共同化推進事業</p> <p>(1) 精米事業者等共同化調査・モデル化対策 精米事業者等が共同事業体による米流通の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化を推進するための調査・モデル化等の取組を支援する。</p>	<p>(1) 間接補助事業者が行う事業に要する次の経費</p> <p>①共同事業体の運営に必要な会議等経費及び調査等経費、その他組織の管理・運営に必要な事務経費等</p> <p>②モデル等の構築等に必要な運送料（積載量10ト程度的大型車を使用する場合に限る。）、保管料（④倉庫業法（昭和31年法律第121号）に定める倉庫業を営む者に寄託する場合は保管料、⑤共同事業体の構成員が所有する倉庫を共同利用する場合は、保管期間中に負担した固定費、レンタル料又はリース料（⑥フォークリフト、パレット、その他米穀の輸送又は保管、荷役若しくは小分け・包装等に供する機械・器具、⑦会計管理、輸送管理又は在庫管理等に供するソフトウェア）等</p>	<p>90,000 千円 （千円未満切捨て）</p>	<p>定額</p> <p>①採択1件当たりの補助上限は1,375千円とする。</p> <p>②採択1件当たりの補助上限は20,000千円とする。</p>

申請できない経費と事業期間

申請できない経費

- ① 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- ② 国等の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- ③ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ④ 補助金の交付決定前に発生した経費
- ⑤ 間接補助経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- ⑥ その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

事業期間

- ① **間接補助事業の事業開始年月日** 交付決定年月日を間接補助事業の開始年月日としてください。発注は交付決定年月日以降に実施してください。見積の日付については、申請日において有効な見積のみを対象とします（見積有効期限が確認できない見積書については無効となるため、ご注意ください。）。
- ② **間接補助事業の事業完了年月日** 間接補助事業の実施が完了し、かつ間接補助事業に関わる全ての支払は遅くとも**令和8年12月31日（木）**としてください。その支払が完了した日を事業完了年月日とし、事業完了報告書を提出してください。なお、やむを得ない理由により事業完了の遅延が見込まれる場合は、事前、かつ速やかに米の流通連携コンソーシアムに報告し、指定された書類を提出してください。

利益等排除につきまして

間接補助事業における利益等排除の取扱い

間接補助事業者は、間接補助事業において、間接補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、間接補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行ってください。

<利益等排除の対象となる調達先>

以下の①から③までの関係にある会社から調達を受ける場合は、利益等排除の対象とします。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③間接補助事業者の関係会社

利益排除の方法

- ① 間接補助事業者の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合で排除を行います。
- ③ 補助事業者の関係会社からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出してください。

応募要件について

(別記1)

精米事業者等共同化推進事業

1. 間接補助対象事業者

精米事業者等共同化推進事業（精米事業者等共同化調査・モデル化対策）

精米事業者（自らがとう精した袋詰精米等を販売する米の卸売業者及び小売業者をいう。以下同じ。）を構成員とする共同事業体であって、次に掲げる要件の全てを満たす者が対象となります。

- ① 日本国内に所在する5以上の精米事業者により構成され、当該構成員の米穀の年間取扱数量の合計が1,500玄米トン以上の共同事業体であること。
- ② 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する共同事業体であること。
- ③ 代表者の定めがあり、かつ、共同事業体を構成する全ての精米事業者の同意を得た規約書、構成する全ての精米事業者が交わした協定書又は構成する全ての精米事業者間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。
- ④ 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規約（これに準ずるものを含む。）を作成していること。
- ⑤ 代表者又は代表者が指名する者が、補助金に係る会計等の全ての手続きを担うこと。共同事業体を構成する精米事業者の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥ 本事業により得られた成果について、公益の利用に供することを認めること。

解説

精米事業者の定義は？

- ・ 精米事業者とは、自らがとう精した袋詰精米等を販売する米穀の卸売業者及び小売業者（要領別記1第1）と定義している。
- ・ 従って、精米機等のとう精施設を所有し稼働していない、単なる米穀の販売店はこれに該当しない。

共同事業体の定義は？

- ・ 共同事業体とは、日本国内に所在する5以上の精米事業者により構成され、当該構成員の米穀の年間取扱数量の合計が1,500玄米トン以上の共同事業体（規程第3条第3項）と定義している

個別の精米事業者に規模要件はあるか？

- ・ 共同事業体を構成する個々の精米事業者に関する規模要件の定めは設けていない。
- ・ ただし、5社における米穀（玄米ベース）の年間取扱数量の合計が1,500玄米トン以上であることには留意を願いたい。

共同事業体の組織要件は？

- ・ 精米事業者等共同化推進事業の遂行のために形成される、実体のある法人や任意団体として活動する者の共同体（いわゆるコンソーシアム）であれば良く、必ずしも法人化を求めるものではない。
- ・ ただし、本事業の運営の要になる代表者がおり、協定書等が共有され、経理等の役割分担を明確にすることが必要（規程第3条第3項）となることには留意を願いたい。

応募要件について

産地とは何か。どこが該当するのか。	<ul style="list-style-type: none">・米穀の生産地であれば、JA等の組合組織でも、農業法人でも、個人生産者でも良く、一の生産地だけでなく、複数の生産地でも良いとして、産地と表現している。・ただし、取引単位は、運送費助成の要件である10ト以上の単位（要領別記1の別表1第2の②）となることには留意を願いたい。
運送に対する支援はどこまで認められるのか。	<ul style="list-style-type: none">・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）により創設された「標準的運賃」に基づく料金や実費を支援の対象（要領別記1の別表2：運送料）としている。・ただし、自己都合による速達、特殊車両、休日、深夜等の割増料金などは、助成の対象外となることには留意を願いたい。
助成の対象となる輸送の範囲はどこまでか。	<ul style="list-style-type: none">・本事業に供する米穀を、産地から共同事業体の所在地にある共同で使用する保管倉庫（以下「共同保管倉庫」という。）まで輸送する際の運送料、及び本事業に供する米穀を、共同保管倉庫から精米事業者へ輸送する場合の運送料が助成の対象（要領別記1の別表2：運送料）となる。・ただし、共同事業体を構成する個々の精米事業者間での運送料、販売先の配送センター等又は店舗等に輸送する場合の運送料は支払いの対象外となることには留意を願いたい。
運送のため、共同保管倉庫から個々の精米事業者が出庫をする際の出庫料又は役務等に対する支援はあるか。	<ul style="list-style-type: none">・共同保管倉庫から個々の精米事業者が使用する米穀を出荷する際の出庫料等は支援の対象とするが、その他の役務等に関しては、支援の対象にしていない（要領別記1の別表2：運送料・保管料）。 <p>（補足）共同保管倉庫の共同利用にかかる入出庫料までは、本事業のうちと考えられるが、それ以降に発生する役務等は、共同化にかかわらず、個々の精米事業者が通常に行う業の範囲との考え。</p>
トラック以外の運送手段は認められるのか。	<ul style="list-style-type: none">・運送料は10ト程度の大型車の使用を原則（要領別記1の別表2：運送料）とするが、これと同程度の効率性を有すると認められる運送手段、例えば鉄道貨物輸送等は認められる。・この場合、事業計画に織り込む、又は当該輸送を行う前に補助事業者である米の流通連携支援コンソーシアム（以下「支援コンソーシアム」という。）と運用協議を行う必要があることに留意を願いたい。

応募要件について

トラックを利用する場合、10ト車以外は認められないのか。	<ul style="list-style-type: none">・産地との取引契約の数量にもよるが、10ト車以上の単位での輸送が原則（要領別記1の別表2：運送料）となる。ただし、輸送の最終段階で10ト未満の端数が生じる場合には、当該輸送に限り10ト車以外の車両等の使用が認められる。・また、鉄道貨物輸送を併用する場合であって、例えば12フィートコンテナ（積載量：約5ト）が使用される場合には、当該コンテナ等のサイズに応じたトラック輸送も認められる。ただし、この場合には、事業計画に織り込む、又は当該輸送を行う前に補助事業者である支援コンソーシアムと運用協議を行う必要がある。
保管に対する支援はどこまで認められるのか。	<ul style="list-style-type: none">・本事業に供する米穀を、原則として、倉庫業者に寄託して保管する場合の保管料（テンパリング料及び入庫料等、ピッキング料及び出庫料等の実費を含む。）を支援の対象（要領別記1の別表2：保管料）としている。・また、共同事業体の構成員が所有する倉庫を共同利用する場合も支援の対象とするが、この場合、事業計画に織り込む、又は当該輸送を行う前に支援コンソーシアムと運用協議を行う必要があることに留意を願いたい。
共同事業体の構成員の倉庫の場合、どこまでの支援が可能か。	<ul style="list-style-type: none">・共同事業体の構成員が所有する倉庫を共同利用する場合、事業に供する米穀と他の保管物資の重量又は面積若しくは容積の割合等により案分し、保管期間に負担した固定費（照明、空調、冷蔵設備などの電気料金、荷役などの人件費、保険料等）が支援の対象（要領別記1の別表2：保管料）となる。
保管料の支援に必要な証拠書類とは何か。	<ul style="list-style-type: none">・倉庫事業者との契約書の類、請求書（料金の明細書を含む。）の類など、保管料その他料金の算定根拠となる資料が該当する。・ただし、共同事業体の構成員が所有する倉庫を共同利用する場合には、電気料金その他費用に関する請求書等のほか、事業に供する米穀と他の保管物資による案分の計算書など、支援する保管料等の費用が妥当性の審査に必要な書類等の作成・提出が必要となることには留意を願いたい。
機械リース等に対する支援はどこまで認められるのか。	<ul style="list-style-type: none">・本事業を実施するために必要な機械・器具（フォークリフト、パレット、その他米穀の輸送又は保管、荷役若しくは小分け・包装等に供する機械・器具）が支援の対象（要領別記1の別表2：リース料又はレンタル料保管料）となる。・また、本事業の運営に必要なソフトウェア（会計管理、輸送管理又は在庫管理等に供するソフトウェア）も支援の対象としている。・ただし、これらの機械・器具等、ソフトウェア等を購入する場合の経費等は、支援の対象とはならないことに留意を願いたい。

応募要件について

<p>共同事業体の構成員である1社が、構成員が共通して使用する袋詰精米等製品のとう精等を行う場合の支援はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・袋詰精米等の製造は、精米事業者本来の業であることから、支援の対象にはしていない。
<p>通常の前米費に補助はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・通常の前米費に関する前米費に対する支援は設けていない前米費に留意を前米費。
<p>検討会及び調査等に関するものへの支援について、その用途に制限はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・共同事業体の運営に必要な会議等経費及び調査等経費、その他組織の管理・運営に必要な事務経費に該当するものであれば、特段の制限は設けていない。・支出が可能な費目や経費の内訳等に関しては、要領別記1の別表2（規程別記1の表1-2）を参照前米費。
<p>間接補助事業者となる共同事業体を構成する精米事業者又は小売事業者において、日常の業に使っている物流関連業者（運送又は保管）に業務を委託することは可能か。その場合、見積等を徴することは必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none">・補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は、米流通効率化支援事業補助金交付等要綱（令和8年1月5日付け7農産第3863号農林水産事務次官依命通知）第12の2項及び3項を遵守する必要があるところ。一般競争に付することが適当でない前米費と求められる場合であって、照会事例のように日常の業に使っている物流関連業者を活用することが適当かつ効率的と認められる場合には、当該規定が順守されることを前米費に、これらと契約することは可能と考える。 <p>なお、この場合にあっても、規定に従い、当該契約に係る見積り合わせを徴することが必要である前米費に留意を前米費。</p>

公募締め切り

令和8年5月1日（金）15時 必着でメール送付をお願いします。

1. 公募

① 公募関連情報の提供

最新の公募関連情報は、本事業のホームページに掲載しますので、逐次確認してください。

https://www.dei.or.jp/research/research04_rice_logistics_support

② 申請方法

申請書類等はホームページからダウンロードし、要領・申請方法等を確認してください。

③ 申請期間

令和8年3月31日(火)13:00～令和8年5月1日(金)15:00

- 30MBまで受領可能です。ただし、写し機能（CC等）を用いて関係者宛にメールを送付する場合、添付ファイルのサイズによっては関係者に届かないことがありますため、ファイル転送サービス等をご利用ください。
- 原則、郵送やFAX送付による申請は、受理できません。